

雇用保険（失業保険）を活用しよう！

北大阪総合法律事務所 弁護士 中西 基（なかにし かなめ）

<被保険者資格（一般被保険者資格）>

1週間の所定労働時間が20時間以上
かつ
6ヶ月以上引き続いて雇用される見込み

【ポイント】

- ① 派遣でもパートでもアルバイトでも、雇用の形態は関係ありません！
- ② 6ヶ月未満の期間を定めた短期雇用であっても、更新の約束があったり、他の従業員の雇用実績から判断して、6ヶ月以上引き続いて雇用される見込みがあれば、採用された当初から雇用保険に加入しなければなりません。
- ③ 登録型派遣で、異なる派遣先に短期間ずつ次々と派遣されている場合でも、前の派遣と次の派遣との間隔が短く（1ヶ月程度以内）、その状態が通算して6ヶ月以上続くと見込まれるときは、雇用保険に加入しなければなりません。
- ④ 要件を満たす場合は強制加入（強制適用）です。会社や本人の希望で雇用保険に加入しないという取扱いは許されません。
- ⑤ 日雇派遣を含めた日雇労働者（日々雇用される者、又は、30日以内の期間を定めて雇用される者）は、「日雇労働被保険者」として、「一般被保険者」とは異なる特別の要件、特別の給付になります。

Q：被保険者資格があるはずなのに、会社が雇用保険に加入しなかった場合は？

A：2年間遡及して加入することが可能。（失業後でも遡及できます）

○使用者に遡及加入手続を行うように要求・交渉する！

○職業安定所で、「確認の請求」（雇用保険法8条）を行う！

※ 遡及加入した場合の保険料について

保険料負担は労使折半とされています。本来ならば、使用者は労働者負担分保険料を賃金から源泉徴収した上で、使用者負担分と併せて納付します。しかし、これまで雇用保険に加入させていなかったことは使用者側の落ち度（故意又は過失）ですので、労働者負担分を含めて保険料全額を使用者に負担させ、労働者には負担させるべきではないでしょう。

実際にも、労使交渉の結果、そのように解決した事例は多数存在しています。

<失業給付（基本手当）の受給要件>

離職前2年間のうち、働いた日数が11日以上ある月が、
通算して12ヶ月以上あること

★ 倒産、解雇、雇い止め、正当理由ある自己都合退職の場合
(これらの場合を「特定受給資格者」・「特定理由離職者」といいます)

離職前1年間のうち、働いた日数が11日以上の月が、
通算して6ヶ月以上あること

【ポイント】

- ① 有期雇用の期間満了による雇い止めも、「特定理由離職者」にあたります。
- ② 契約締結時に明示された労働条件と実際の労働条件が著しく相違していたためにやむなく退職した場合は、「特定受給資格者」にあたります。
- ③ 正当理由のある自己都合退職とは、
 - ・ 障害、疾病、負傷による退職
 - ・ 妊娠、出産、育児のための退職
 - ・ 結婚に伴う転居や保育所の利用のために通勤が困難となったための退職
 - ・ 親や親族の介護のための退職
 - ・ 事業所の移転、転勤命令により通勤が困難となったための退職

<待機期間>

重責解雇や、正当理由のない自己都合退職の場合
(「特定受給資格者」・「特定理由離職者」でない場合)は、
失業から3ヶ月以内の間、基本手当の支給が制限されます(待機期間)

【ポイント】

事業主が作成した離職票の「離職理由」欄や「具体的事情記載欄」をよく確認しましょう。本当は会社都合による離職なのに、離職票では自己都合退職扱いにされているケースがよくあります(会社都合離職が多いと雇用調整助成金を受給するにあたって不利になる等のため)。※添付資料①参照

事業主が記載した離職理由が事実と異なっている場合には、離職票の「⑩離職者本人の判断」欄に「事業主が○をつけた離職理由に異議 有り」に印をするとともに、「具体的事情記載欄(離職者用)」に、できるだけ詳しく離職理由(特定受給資格者に該当する理由)を記載するとともに、窓口でも詳しく説明する必要があります。

<派遣切り、派遣労働者の退職について>

登録型派遣労働者の「1ヶ月の待機期間」問題

登録型派遣で、派遣と派遣との間隔が1ヶ月以内である場合は、「引き続いて雇用される」ものとして「一般被保険者資格」を有するものと取り扱われます。

しかし、かつては、このことを逆手にとって、登録型派遣の場合、派遣が終了しても直ちには、離職（被保険者資格の喪失）として取り扱わずに、派遣終了後1ヶ月経過してからでなければ「離職票」を発行しないという取扱いが横行していました。いわゆる「1ヶ月の待機期間」問題です。（以前は厚生労働省が事実上そのように指導していました。）その結果、これまでは、派遣先からの一方的な派遣の打ち切り（「派遣切り」）であっても、『1ヶ月待たないと離職票は出せない』とか、『1ヶ月待てないなら、自己都合退職扱いになる』とされてきました。

↓

平成21年3月31日、厚生労働省は、新たな通達を発して、上記取扱いをあらため、「派遣労働者については、被保険者資格を喪失した事実が明らかとなった場合には、雇用契約期間満了後1ヶ月経過を待つことなく、当該事実が明らかとなった時点において被保険者資格を喪失する」と発表しました。

【ポイント】

・登録型派遣労働者であっても、いわゆる「派遣切り」など労働者側の都合によらない派遣終了であって、派遣会社がすみやかに次の派遣先（従前の就業条件と同等かそれを下回らない派遣先）を確保できる見込みがない場合には、直ちに、「離職票」を発行するよう派遣会社に要求・交渉すべきです。

その場合、当然、離職理由は会社都合とし、「特定受給資格者」として、3ヶ月の待機期間を待たずに失業給付が受給できるように要求・交渉することが重要です。

<ひとりで交渉することが難しい場合は、労働組合に加入しましょう>

労働者がひとりで会社や行政と交渉してもうまくいかない場合には、労働組合に加入して団体交渉を求めましょう。

職場に労働組合がない場合、一人でも加入できる地域労組やユニオンに相談してみてください。